



Title	国際法上の自衛権と累積理論（一）：自衛権行使に対する抑制的効果の検討
Author(s)	吉良, 悟
Citation	阪大法学. 2019, 68(6), p. 205-232
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/87195">https://doi.org/10.18910/87195</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 国際法上の自衛権と累積理論（一）

——自衛権行使に対する抑制的効果の検討——

吉 良

悟

はじめに

- 1 武力不行使原則と自衛権の行使要件
- 2 累積理論に対する相反する見解

## 第一章 累積理論の現代的意義

- 1 ニカラグア・ギヤップ

- 2 累積理論の系譜
- 3 累積理論の再評価

## 第二章 累積理論の質的变化側面

- 1 武力攻撃に至らない武力行使の累積
- 2 「質的跳躍」という批判

3 武力行使の質的变化を許容する法的基盤（以上、本号）

## 第三章 累積理論の均衡性側面

- 1 武力攻撃の累積
- 2 先行行為と均衡性に対する見方

## 均衡性側面の問題

## 第四章 累積理論の時間的側面

## 1 事態の累積期間

## 2 必要性要件

## 3 時間的側面から生ずる問題

## おわりに

## 1 累積理論を巡る混乱の原因

## 2 武力攻撃該当性基準の明確化と自衛権行使に対する抑制的効果

## はじめに

## 1 武力不行使原則と自衛権の行使要件

国際法上の自衛権は、暴力の管理を最重要課題とする国際法学の使命ゆえに豊富な先行研究が存在しており、論じ尽された感が否めない。しかし、議論が精緻化されていない論点は依然として残されている。その一つが本稿の対象とする累積理論である。

現代の国際法では、国際連合憲章（以下、憲章）は武力不行使原則に立脚しており（憲章第二条四項参照）、国際間の紛争を武力で解決することは禁止されている。国際司法裁判所（以下、ICJ）は、一九八六年の「ニカラグアにおけるおよびニカラグアに対する軍事的および準軍事的活動に関する事件」本案判決（以下、ニカラグア判決）で武力不行使原則が慣習法であることを判示した。<sup>(2)</sup>また、ICJは、コンゴ領軍事活動事件判決において、本原則が憲章の「礎石（cornerstone）」であるとした。<sup>(3)</sup>

もつとも、憲章は、武力行使を全面的に禁止しているわけではない。<sup>(4)</sup> その例外が憲章第五一条に規定される自衛権である。この自衛権を行使する際には、①武力攻撃の発生、②必要性、③均衡性の各要件充足が求められることは国家実行、判例において広範な一致が見られる。<sup>(5)</sup>

これらの要件のうち、武力攻撃の内容が最も重要になる。なぜなら、憲章第五一条は、国連加盟国に対して武力攻撃（armed attack）が発生した場合に自衛権の行使を認めており、武力攻撃の発生が自衛権行使の端緒を開くからである。

この武力攻撃という言葉に含まれる基本的な意味は、国家の兵力を用いてなされる行動であるとされてきた。<sup>(6)</sup>しかし、現在では、国家のあらゆる軍事活動が武力攻撃を構成するわけではないとされる。一九八六年の二カラグア判決において I C J は、武力行使を「最も重大な形態（the most grave forms）」と「他のより重大でない形態（other less grave forms）」とに区分し、前者が武力攻撃であると判示した。<sup>(7)</sup> このように武力攻撃と、武力攻撃に至らない武力行使という区分がなされた結果、武力攻撃と武力行使とは必ずしも一致せず、ギャップが生じたのである。このギャップは、「二カラグア・ギャップ」と称呼される。<sup>(8)</sup> そして、武力攻撃に至らない武力行使に対して、いかなる対応が可能なのかが問題として認識されるに至った。<sup>(9)</sup> これは、単に理論上の問題にとどまらない。たとえば、米国によつて一九八七年と一九八八年になされたイランの油井に対する武力行使が I C J で審理された際、イランは、「武力攻撃と憲章第一条四項違反の武力行使は同一ではない」と主張した。<sup>(10)</sup> イランは、その根拠として、二カラグア判決を引用したのである。したがつて、「二カラグア・ギャップ」の問題は、武力行使の合法性を巡る論争において、現実に影響を与えて いるのである。

自衛権は武力攻撃が発生した場合にその行使が可能となる。したがつて、武力攻撃に至らない武力行使に対しても、

自衛権を行使する」とは認められない。その場合、武力攻撃に至らない武力行使の被害国は、「均衡した対抗措置 (proportionate counter-measures)」で対応する途が残されている。しかし、この「均衡した対抗措置」に武力を伴う対応を含み得るのか否かが争われているのである。否定説に立てば、相手が武力行使をしていながら、自国が対抗する際には武力で対抗する選択肢を封じられるという不均衡が生ずる。そのため、肯定説も有力である。しかしながら、武力攻撃の発生を発動要件とする自衛権以外に、単独国家の判断による武力行使を許容することは、武力不行使原則を有名無実化させる虞がある。<sup>(14)</sup>

## 2 累積理論に対する相反する見解

いうした問題状況において、累積理論に関心が向けられることになった。累積理論は、一九七二年の論文で Bowett が議論の先鞭をつけた理論である。<sup>(15)</sup> 今日では、单一の事例のみでは武力攻撃に該当しない事態が反復継続して発生することにより、それらが武力攻撃を構成することを肯定する理論として言及されることが多い。<sup>(16)</sup> このように反復継続性が武力攻撃該当性の重要な要素となる点を捉えると、累積理論は、武力攻撃の敷居を下げるとはなく、被害国の側に生じる不均衡を一定程度是正する理論であるといえる。それゆえ、累積理論は武力攻撃に至らない武力行使に武力を伴う対応をすることにつき、肯定説と否定説の中間にある、いわば折衷的な立場である。

Tams は、累積理論と「均衡した対抗措置」に武力を含むとする立場を比較した時、累積理論の方が「より適切な手法 (more feasible approach)」であるとする。<sup>(17)</sup> さらに、Ruys は、今日、累積理論が自衛権行使の「主流 (main stream)」であるとの見方を示している。<sup>(18)</sup>

他方で、近年の論考においても、累積理論は「説得的ではない」とか、「学説で一般的に受容されている」という

にはほど遠い<sup>(20)</sup>」といった否定的な評価がなされる。この累積理論への相反する評価は、まさしく累積理論の理解を巡り混乱が生じていていることを示している。本稿では、この累積理論に関する混乱の所在を検討する。

以下の第一章では、ニカラグア判決と累積理論の関係をとりあげ、第二章では累積理論の三つの側面の一つである質的变化側面を扱う。ついで、第三章では均衡性側面を考察し、第四章において、残る時間的側面を考究する。

## 第一章 累積理論の現代的意義

### 1 ニカラグア・ギャップ

#### (1) IJCによる武力行使区分の背景

そもそも、IJCはなぜ「ニカラグア・ギャップ」と呼称されることになる武力行使の区分を行つたのか。それは、小規模な武力行使を契機として、集団的自衛権を根拠に第三国が介入することを防止するためであつたとされる<sup>(21)</sup>。憲章第五一条では、武力攻撃が発生した場合、個別的自衛権とともに、集団的自衛権の行使が可能であると規定されている。武力行使と武力攻撃とが完全に一致すれば、いかなる武力行使であつても、それはすなわち武力攻撃となる。そうすると、個別的自衛権とともに集団的自衛権の行使もまた可能となる。

ニカラグア判決が出された一九八六年当時は米ソ冷戦期であり、些細な衝突を契機として米ソ両大国が介入することにより紛争の拡大が予見されたのである。たしかに、「ニカラグア・ギャップ」には、一方で武力攻撃に至らない武力行使の被害国が置かれる不均衡な状況を強いられるという大きな問題がある。しかし、他方で、小規模な武力行使を理由とする第三国の介入を防止するという重要な機能を有していることは否めない。

## (2) 「均衡した対抗措置」と埋められないギャップ

小規模な武力行使、すなわち、武力攻撃に至らない武力行使に対し、I C Jは集団的自衛権を行使することを許容しない<sup>(22)</sup>。そのかわり、被害国のみによる「均衡した対抗措置」をとる」とは許容するのである<sup>(23)</sup>。しかし、I C Jは「均衡した対抗措置」に武力を伴う対応が許容されるか否かについて、明白に述べてはいない<sup>(24)</sup>。

Hargrove<sup>(25)</sup>を初め、一九〇〇三年の「油井事件」本案判決（以下、油井判決）で個別意見を書いた Simma など、<sup>(26)</sup>「均衡した対抗措置」には、武力を伴う措置が含まれるとする見解が有力に主張されている。Green もまた、「均衡した対抗措置」は、「論理的に強力的防衛反応に相当するものとしてのみ理解する」とがである<sup>(27)</sup>との見解を示している。

「均衡した対抗措置」に武力行使が含まれうるとする論者の見解を検討すれば、たとえば、Green を初め多くの論者が依拠しているのは、Simma の油井判決における個別意見である<sup>(28)</sup>。Simma は、自身が同個別意見で述べているように、この個別意見から遡る」と一〇年ほど前に、すでに当該論点について見解を示している<sup>(29)</sup>。そこでは、たしかに、武力攻撃の敷居を越えない武力行使についても、武力を用いた反撃が許されるとされていて<sup>(30)</sup>。しかし、武力不行使原則のもと、なぜそれが可能なのかについては詳述されてはいない。結局のところ、「均衡した対抗措置」に武力を伴った対応が含まれることの合理的な根拠は、明らかにされていないのである。それゆえ、Simma の「均衡した対抗措置」には武力を伴った対応が含まれるとする二カラーグア判決の「『読み』には根拠がない」とされる<sup>(31)</sup>。Bowett が、「武力復仇は許されない対抗措置である。なぜなら、第一条四項で武力行使禁止が絶対的な地位にあるからである」と述べるよう<sup>(32)</sup>に、憲章第二条四項の「絶対的な地位」を尊重すれば、武力を伴った対抗措置は、認められないと解するのが自然である。

そして、Simma の見解を受容するところが困難であるとすれば、依然として「ニカラグア・ギャップ」は埋まらない。それゆえに、本稿のテーマである累積理論が「ニカラグア・ギャップ」への現実的な対応として、再評価されつつある。

## 2 累積理論の系譜

### (1) Bowett による検討と累積理論の三つの側面

累積理論は「ニカラグア・ギャップ」の対応として注目される以前から議論されてきた。それは、第二次世界大戦後、国家間の武力紛争に加えて、非国家主体の暴力行為が国際法学者の関心を引くところとなつたからである。<sup>(33)</sup> 非国家主体への対応を巡り議論が進展するなか、一九七二年の「武力行使を伴う復仇」と題する論文で、Bowett によって整理されたのが累積理論である。<sup>(34)</sup> そこで Bowett は、国家の武力行使の合法性を評価するにあたっては、単に直近の事態のみを捉えるのではなく、広範な文脈で判断すべきであると主張した。<sup>(35)</sup> これが、Bowett の述べる累積理論である。すなわち、Bowett は、反復継続する事態を個別で取り出して被害国の反撃措置を評価した場合と異なり、一連の事態を包括的に評価した場合には、被害国の反撃措置に対する評価が変化し得ることを示唆した。そのことから、累積理論には、次の三つの側面があることが指摘できる。

第一に、散発する事態のうち、個々に見れば武力攻撃に至らない武力行使であつても、それらを一体として評価した結果、武力攻撃を構成するという側面である（質的変化側面）。また、反復継続した事態を受けて被害国が反撃する際、複数の事態を包括して評価することで均衡性評価において影響を与える側面である（均衡性側面）。前者は、武力攻撃の発生有無を、後者は自衛権の行使態様を問題とする。こうした点から、Lubell は累積理論につい

て、質的変化側面と均衡性側面の「二つが揃り合はさつてゐる (two-fold)」と評する。<sup>(36)</sup> これらに加えて、間隔の空いている事態同士を連接する側面（時間的側面）が存在する」とも、累積理論の特徴である。

## （2）従来の評価

累積理論の評価は、累積理論に基づく自衛権行使の事例を通じてなされてきた。<sup>(37)</sup> 具体例を概観すれば、累積理論に基づく自衛権行使は、イスラエル、南アフリカ共和国が多数行つてゐるが、その他にも、英國、米国、ポルトガルなどが主張してきた。<sup>(38)</sup>

そして、累積理論に基づく自衛権行使の主張は、安全保障理事会（以下、安保理事会）によつて「ほぼ一貫して (almost systematically)」非難がなされてきた。<sup>(39)</sup> しかし、累積理論に基づく自衛権行使に対する消極的反応は、必要性、均衡性の要件を充足していなかつたこと、あるいは、懲罰的な性格を有していたりしたことが原因であり、累積理論そのものが「原理上法的欠陥があるから拒絶されたのではない (were not rejected as legally unsound in principle)」<sup>(40)</sup> とされる。

さらに、累積理論は安保理事会で「ほぼ一貫して」非難がなされできたことは事実であるが、「ほぼ」という留保がつけられてくるように、そうした非難がなされなかつた事例もある。

## 3 累積理論の再評価

### （1）被害国による武力攻撃該当性判断

ところで、自衛権行使の発動要件である武力攻撃の内実を明確にすることは容易ではない。<sup>(41)</sup> I C Jは二カラグア判決で、武力攻撃は、武力行使の最も重大な形態のものであると定義したが、その中身については具体的に述べて

はない。しかし、武力攻撃に至らない武力行使については例示がなされた。I C Jは武力攻撃に至らない武力行使の例として、叛徒への武器支援や「單なる国境事件（mere frontier incident）」などを挙げている。<sup>(43)</sup>

実行においては、低烈度にすぎない、あるいは、單発的な武力の行使は、概して武力攻撃の敷居を越えないものとされている。<sup>(44)</sup>たとえば、全ての越境侵入が侵略や自衛権行使対象となる武力攻撃を構成するわけではないとされる<sup>(45)</sup>。したがって、国境警備機関相互の突発的な衝突事件とか外国民間機の領空侵入といった程度の実力行使も武力攻撃には含まれないとえよう。<sup>(46)</sup>この他に、單発的な爆撃、機雷敷設や海上封鎖といった行為も、これらの行為のみでは必ずしも武力攻撃に至るわけではないとする見解もあり、<sup>(47)</sup>武力攻撃に至らない武力行使の理解は多様である。たしかに、自衛権が行使された後に安保理事会やI C Jによって、当該自衛権行使の適否が判断される場合はある。しかし、武力行使が発生した場合、その武力行使を武力攻撃と判断するか、あるいは、武力攻撃に至らない武力行使と判断するのかは、第一に被害国である。そして、当該武力行使の武力攻撃該当性を肯定して自衛権行使を決断するのも、また被害国自身である。

## （2）自衛権行使に対する抑制的効果の可能性

ある行為の烈度や、行為の法的根拠に関する判断は、関係国で同一とは限らないとされるように、<sup>(48)</sup>武力攻撃に至らない武力行使の内容も、各国で判断が分かれるものである。累積理論は、單発の武力攻撃に至らない武力行使に対する自衛権行使は認めず、それが反復継続した場合にのみ自衛権行使を許容する。つまり、單発の武力攻撃に至らない武力行使への対応を見送つたとしても、後になつてもなお事態が反復継続した場合には、その反復継続性をもつて武力を用いた対応が可能となるのである。そのため、被害国は、單発の軽微な武力行使に対して性急に対応する必要が減ずる。その反面、被害国の反撃が恣意的な時点でなされる可能性は残る。

しかし、累積理論に基づく自衛権を行使した国家の中には、そうした武力攻撃該当性判断の恣意的な面を払拭させる試みが見られる場合がある。それは、自衛権を行使する前の段階で、自衛権行使を留保する旨の報告をするという実行である。憲章第五一条では、自衛権を行使した加盟国に対し、とつた措置を安保理事会へ報告するよう規定されている。そのため、こうした自衛権行使前の報告は「『事前』報告（“pre-emptive” reporting）」とも称される<sup>(49)</sup>。「『事前』報告」は、武力攻撃に至らない武力行使が反復継続しているとき、そうした事実を列挙するとともに、報告時以降も事態が継続した場合には、自衛権を行使する可能性があることを報告するものである<sup>(50)</sup>。

この「『事前』報告」と累積理論は密接な関係にある。なぜなら、「『事前』報告」時に被害として主張した事態と報告後に発生した事態は、関連付けて評価されるからである。この「『事前』報告」は、一九九〇年代後半から増加しており、Ruys<sup>(51)</sup>が累積理論を今日の自衛権行使の「主流」とするのも、そうした現象を評価したものである<sup>(52)</sup>といえよう。

ところが、論者によつては、累積理論は「説得的でない」<sup>(53)</sup>とか、「裁判上の重要性はほとんどない」<sup>(54)</sup>といった見方がなされる。これは、累積理論の三つある側面、すなわち、質的変化側面、均衡性側面、そして、時間的側面のどこかに、混乱を生ぜしめる原因が存在するからではないか。以下では、それぞれの側面を検討する。

なお、累積理論の系譜で概観したように、累積理論の文脈で挙げられる国家実行としては、非国家主体の反復・継続した越境侵入による暴力行為に対して、他国の領域で武力を伴つた対応をしたものが多い。それゆえ、累積理論といえば、非国家主体の暴力行為への対処ということが、まずもつて想起される。しかし、累積理論は、国家間での武力行使の際に主張された事例も見られるのである。自衛権と非国家主体の関係については、今日でも論争的であり続いている。そこで、本稿では、事態の累積と自衛権に焦点をあてるべく、国家間の武力行使を検討したい。

## 第二章 累積理論の質的变化側面

### 1 武力攻撃に至らない武力行使の累積

#### (1) 国家実行

累積理論には、武力攻撃に至らない武力行使が反復継続して発生することで、それらが武力攻撃を構成するとする質的变化側面がある。以下に挙げる事例においては、武力行使を受けた国家は、その武力行使を直ちには武力攻撃とはしていない。各國は、事態が反復継続することで、そうした武力攻撃に至らない武力行使が武力攻撃を構成すると判断している。つまり、武力行使を受けた被害国は、単発の事態のみをもって反撃に至つたのではなく、複数回事態が発生したことを自衛権行使の根拠としている。これは、累積理論の質的变化側面が顕在化したものである。

#### ① チュニジアによる从軍移動禁止命令（一九五八年）とチュニジアによる対从国自衛権行使事件（一九六一年）

一九五八年二月八日、从軍がチュニジアの村落で軍事活動を行つた。<sup>(55)</sup>当該村落はアルジェリアとの国境付近に所在しており、从国によれば、アルジェリアに駐留する从軍に対してゲリラ活動を展開する集団の拠点とされていた。<sup>(56)</sup>なお、当時、从軍はアルジェリアのみならず、旧植民地であるチュニジアにも軍隊を駐留させていた。

チュニジアは、自國領域内における从軍のこうした軍事活動を受けて、自國に所在する从軍に対し移動禁止命令を出した。<sup>(57)</sup>そのうえで、当該禁止命令に違反した場合、「それ自体が自衛権を行使できる段階に達したとみなす（would then consider itself in a state of self-defence）」ことを安保理事会に報告した。<sup>(58)</sup>これは、実際に自衛権を行使する前に安保理事会に報告を行う、「『事前』報告」の一例とされている。<sup>(59)</sup>換言すれば、チュニジアが当該報告

書を提出した段階にあっては、チュニジアは未だ自衛権を行使できる状況にはないという認識を有していたことを示している。そして、憲章上、自衛権行使の要件は、武力攻撃が発生した場合であることが規定されており、自衛権を行使できる段階に達していないことは、仏軍の軍事活動が武力攻撃に至つてはいないことを同時に意味する。

当該移動禁止命令から三年後の一九六一年七月一九日、チュニジアは仏軍に対して自衛権に基づく武力行使を行った。これは、仏軍がチュニジアからの移動禁止命令に違背して、チュニジア内で軍事活動を行つたために、一九五八年二月一二三日の報告で主張したとおり、自衛権で対応がなされたものである<sup>(60)</sup>。ここに、累積理論の質的変化側面が見られる。

本件では、当該自衛権行使に対して非難決議が採択されることも、また、チュニジアの自衛権行使の対象となつた仏国以外から、非難がなされることもなかつた<sup>(61)</sup>。このことは、チュニジアの自衛権行使が不当なものではなかつたということを示唆している<sup>(62)</sup>。

一九六一年七月一九日の仏軍による軍事活動は、一九五八年の移動禁止命令が出されるまでの軍事活動と比較すれば、同規模のものである<sup>(63)</sup>。したがつて、一九五八年の軍事活動を武力攻撃に至らない武力行使と判断したチュニジアの判断基準からすれば、一九六一年の軍事活動も、それ単独では武力攻撃に至らない武力行使であると評価されるものであろう。しかし、一九六一年の事態が発生するまでに、仏軍による武力攻撃に至らない武力行使が反復継続しており、チュニジアの「『事前』報告」で見られるように、仏軍は、それ以上何らかの軍事活動を行つた場合、たとえ、それが単独では武力攻撃に至らない武力行使であつても、これまでの事態の累積から、武力攻撃の敷居を越えることになつたのである。

## ②英國によるイエメン爆撃事件（一九六四年）

英國によれば、一九六三年以降、英國が保護国である南アラビア連邦に対し、イエメンから度々武力行使がなされていた。<sup>(64)</sup>

一九六四年三月二一〇日、英國はイエメンから南アラビア連邦に対し、この種の行為が繰り返されれば、連邦の利益を守るためにいかなる措置をも自由にとることを留保する旨の報告を行っている。この際、英國が挙げたのは、一九六四年三月九日のイエメン軍用機の南アラビア連邦の領空侵犯および同年三月一三日にイエメン軍用機がラクダを二頭射殺し、ベドウインのテントを二基焼失させた事件である。<sup>(65)</sup>その後、一九六四年三月二七日には、イエメン軍用機が再び南アラビア連邦内に所在するラクダの集団に向け、機関銃で射撃するといった武力行使が発生し、翌日三月二八日、英國はイエメンのHaribを爆撃した。

一九六四年四月七日、イエメンが安保理事会において、本件が英國の侵略であると申し立てたことに対し、英國は、南アラビア連邦の領土を保全するために同国の要請に基づいてとった自衛行為であるとして反論した。<sup>(66)</sup>英國は、安保理事会の討議において、イエメン軍の度重なる侵害行為を理由とし、「安保理事会構成国は、当該事件を単発のものと捉えてはならず、本領域におけるここ数ヶ月、否、数年の諸事態に目を向けなければならない」とした。<sup>(67)</sup>この点はまさに、個々の事態で対応措置を評価するのではなく、事態を包括的に評価すべきであるという累積理論に基づく主張である。

さらに、英國は「連合の國民が、自己を防衛するためのあらゆる権利行使する際に、また、彼らを防衛するためには責任のある者が適切な措置をとる際に、予防的な性格（preventive nature）が許されない」というのは、極めて奇異な法理である」として、自らの行動が予防的であることを認めている。<sup>(70)</sup>而して英國が自衛として予防的性

を有する武力行使を肯定したことは、注目すべきところである。なお、こうした予防的な対応については、「抑止的均衡性」の問題として、後に第三章の2（2）で検討する。

安保理事会での討議の結果、英國のイエメンに対する爆撃は、國連の目的および原則と合致しない復仇であるとされた。<sup>(71)</sup>しかし、英國が、イエメンによる武力行使に対して一定期間、自衛権行使しなかつた点には留意しなければならない。<sup>(72)</sup>でも累積理論の質的变化側面が見られるのである。すなわち、英國にとって、イエメンの武力行使が武力攻撃に至らない武力行使であった時期が存在していたのであり、英國は自衛権行使を抑制していたと評価することができる。

### ③サウジアラビア・イラク国境事件（1990年）

サウジアラビアによれば、1990年5月23日夜、イラクの国境警備隊員がサウジアラビアとの国境を越えて、サウジアラビア領域内に侵入し、サウジアラビア国境部隊に対する発砲した。<sup>(73)</sup>サウジアラビア国境部隊は自衛として反撃し、その後イラクの国境警備隊員とサウジアラビア国境部隊および国境警備隊との銃撃戦で、双方に負傷者が出ていた。<sup>(74)</sup>そして、負傷した一名のイラク警備隊員はサウジアラビアの病院に搬送され、後に死亡した。

サウジアラビアは、2000年3月19日以来、2000年4月21日までの間、10件にわたる同種の事件が発生しているとしたうえで、これらの事件が「時間を異にして生じており、それらを見逃されてもよい単独行為（isolated acts）だと考えてきた」とする。<sup>(75)</sup>しかし、これらが「一定の連関（a certain continuity）」と「継続性（persistence）」を有する」とが明らかになつたとし、自國の安全と国境を防衛するのに適切と思われるいかなる措置をとることも、排除されないと主張するに至つた。<sup>(76)</sup>

この報告で重要なのは、国境警備隊員による挑発行為が、「単独行為」であれば、「見逃されてもよい」とされて

いる点である。これは、国家の正規軍による散発的な挑発であっても、それが軍隊構成員の単独行為である場合には、規模や列度の点において、武力攻撃とはいえないことを示す実行である。そのうえで、こうした挑発行為が反復継続することで、それが武力攻撃になることを示唆している。<sup>(79)</sup>

サウジアラビアが述べているように、自衛権行使した二〇〇一年五月二三日の事態は、一名の警備隊員による発砲という過去に発生した事態と同種の事件であることから、二〇〇一年五月二三日の事態を単体でみれば、それは武力攻撃を構成するものではなく、武力攻撃に至らない武力行使であろう。

しかし、サウジアラビアは結果として、自衛として反撃するに至つたのである。それは、武力攻撃に至らない武力行使が反復継続することで武力攻撃へと変化したからであり、この点は質的変化側面のあらわれであると理解できる。なお、本件については、安保理事会の討議等は行われておらず、明示の非難はなされていない。

#### ④トルコによるイラク領域内軍事活動事件（二〇一五年）

二〇一五年一二月三日、イラクによれば、トルコ軍はイラクの同意なく非国家主体「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」に対処するための軍事活動をイラク領域内で行つた。<sup>(80)</sup> それは、イラクとトルコの国境線からイラク領域内に一一〇キロメートル入った地点であったとされる。<sup>(81)</sup> その後もトルコ軍はイラク領域内に留まつた。<sup>(82)</sup> イラクは、こうした軍事活動を、「侵略行為（act of aggression）」であると主張した。<sup>(83)</sup> そして、「万」武力攻撃に至らざれた場合には（should it be subject to armed attack）」、自衛権行使するとの主張を展開した。<sup>(84)</sup>

イラク領域内でのトルコの軍事活動は、イラク自身が認めているように、非国家主体への対応として行われたものである。<sup>(85)</sup> そして、イラクは、一二月三日の領域侵入およびその後の駐留という事態をもつて、それを直ちには武力攻撃であるとはしていない。これは、一九五八年にチュニジアが仏国に対して移動禁止命令を発出したときと類

似した状況である。

本件でイラクは、「『事前』報告」を行つたわけではないが、安保理事会の討議において、武力攻撃にさらされた場合には、自衛権を行使すると主張したこと<sup>(8)</sup>は、「『事前』報告」と同様の事例であると評価できる。

## （2）反撃措置までの抑制的姿勢

これらの実行に共通するのは、各国が自衛権行使を決断する以前に発生した複数の事例と同種の事態が、仮に單発の事態で終わっていた場合、被害国は自衛権を行使しなかつたということである。武力攻撃該当性の判断は被害国に委ねられる。したがつて、单発の事態を武力攻撃であると判断して、自衛権で反撃することも十分想定される。しかし、累積理論の質的变化側面から検討したこれらの国家実行において、各国は、そのように武力攻撃の敷居を下げるのではなく、事態の反復継続性を強調することで、武力攻撃該当性を肯定している。ここでは、武力攻撃と武力攻撃に至らない武力行使との差異が存在する。つまり、事態が複数回発生してその敷居を越えるまでは、被害国は武力を伴つた反撃をしない。

それは、单発の武力攻撃に至らない武力行使に対しても、自衛権で自国の措置を正当化できないという認識のあらわれであるといえよう。そのため、各国は事態が反復継続するまで、つまり、武力攻撃を構成するまで反撃を抑制することになる。こうした姿勢こそが累積理論の質的变化側面に見られる自衛権行使に対する抑制的効果である。

累積理論で重要な点は、武力攻撃の敷居を維持していることであり、そのためには、各国がそれぞれの認識において、ある事態を武力攻撃に至らない武力行使と判断する余地が確保されなければならない。累積理論はそれを可能にするのである。このように、累積理論の質的变化側面は、反復継続性という条件を前提としていることで、各の自衛権行使に抑制的に作用している。もつとも、質的变化側面から武力攻撃に至らない武力行使が反復継続し

て武力攻撃を構成し、自衛権で反撃する際には、累積理論の均衡性側面がその行使態様を規律する。これについては、第三章の2および3で論ずる。

## 2 「質的跳躍」という批判

### (1) Simmaの個別意見

累積理論の質的变化側面は自衛権行使を抑制する重要な意義を有しているが、批判もなされる。ICJ油井判決の個別意見でSimmaは、「武力行使に関する国際法において、憲章第五一条の敷居に至らない繰り返された活動が憲章第五一条で予定されている『武力攻撃』へと『質的跳躍 (qualitative jump)』をすることはない」とする見解を示した。<sup>(89)</sup>もともと、Simmaは武力攻撃に至らない武力行使に対してとれるところの「均衡した対抗措置」には武力を含むとする立場である。<sup>(90)</sup>

Simmaの見解に立てば、武力攻撃に至らない武力行使はどれほど反復継続しようとも、それが武力攻撃に至らない武力行使である限り、集団的に武力を行使することは不可能である。なぜなら、ICJは集団的な「均衡した対抗措置」を禁止したからである。<sup>(91)</sup>そこで、「ニカラグア・ギャップ」を集団的自衛権行使の抑制と読むか、武力不行使原則から、個別的自衛権も含め、武力を伴った反撃を抑制する基準と読むかの二つの立場がありうる。Simmaは、武力行使の敷居が下がったとしても、集団的自衛権を根拠に第三国が介入する可能性を藏する累積理論と比較すれば、前者の方が良いと考えているのである。

### (2) 「均衡した対抗措置」に武力を含める」との問題

しかし、被害国による個別的な「均衡した対抗措置」であれば、武力攻撃に至らない武力行使であっても武力を

伴う反撃は可能であるとした場合、その結果、双方の衝突が激化し、結局、事態は武力攻撃へと変化し、第三国が介入する」ともありうることには留意しなければならない。また、「憲章第五一条の敷居に至らない」活動か否かを判断するのは被害国である。そうすると、一見して武力攻撃該当性を判断するのが困難な事態が生じたとき、Simma の見解によれば、被害国の判断を（累積理論が認められないために）武力攻撃該当性を否定する側へと傾斜させる可能性がある。

他方、累積理論では、その呼称に含まれているように、事態が累積、すなわち、少なくとも複数回発生していかなければならない。事態が複数回発生しているという点を捉えると、これは認識の問題ではなく、事実の問題である。つまり、累積理論は事態の評価基準を明確化させているのである。国家にとって、認識はいかように操作できるとしても、客観的事実は変更することができない。そのため、Simma の見解よりも、累積理論の方が武力行使の敷居は高く維持される。

### 3 武力行使の質的变化を許容する法的基盤

#### (1) 侵略の定義に関する決議

侵略の定義に関する決議は、「武力行使に関する法」である。そして、侵略の定義に関する決議第三条（d）では、「一国の兵力による他の國の陸軍、海軍もしくは空軍または船隊もしくは航空隊に対する攻撃」が侵略に該当すると規定されている。)の「船隊（marine fleets）」とは、論理解釈上商船隊を意味する。そして、一隻の商船ではなく、商船隊に対する攻撃があつて初めて、侵略と評価される。商船隊とは、個々の船舶によって構成される概念であり、商船隊への攻撃とは、個々の商船に対する攻撃を累積的に見た結果である。したがつて、この規定

は事態を累積的に捉えること、つまり量の増加で性質が変化することが前提とされていると解釈できる。個別に見れば一隻の商船に対する攻撃であっても、それが複数回発生し、全体として商船隊に対する攻撃となれば侵略となる。これは、累積理論の質的变化側面と共通している。かりに、商船に対する攻撃を個別に評価することしか認められないのであれば、どのような状況にあっても、個別の船舶に対する攻撃となり、商船隊に対する攻撃は発生しないことになる。

もちろん、武力攻撃と侵略が相互にどのような関係性を有するのかについては、慎重な検討を要する。<sup>(92)</sup>しかし、侵略の定義に関する決議の起草過程において、東側諸国および非同盟諸国は、侵略の定義に関する決議第三条に規定される侵略行為を自衛権の対象となる事態に関連付けて検討していたのである。<sup>(93)</sup>

また、二カラグア判決では、I C J が侵略の定義に関する決議第三条（g）を自衛権の発動要件である武力攻撃に関する慣習法を反映したものと解釈している。<sup>(94)</sup>たしかに、第三条（g）と同様に第三条（d）も武力攻撃に関する慣習法を反映したものであるかは、別途検討が必要である。しかし、二〇〇三年の油井判決で I C J は、一隻の軍艦に対する攻撃が武力攻撃を構成することを示唆した。<sup>(95)</sup>そうすると、第三条（d）の一国の兵力による他の国（軍）に対する攻撃は、侵略であるとともに武力攻撃となりうる。さらに、油井判決では一隻の商船に対する攻撃も、特定の旗国であることを理由として攻撃をした場合には、そのことが武力攻撃を構成する可能性があるとされる。<sup>(96)</sup>そうだとすれば、商船隊という複数の商船に対する攻撃も、武力攻撃であると解することは不合理ではない。よって、侵略の定義に関する決議第三条（d）もまた武力攻撃の解釈に有用な規定であるといえる。

侵略の定義においては、武力行使を受けた被害の量が増加すれば、それに伴ってその武力行使の性質が変わるのである。こうした点は、累積理論の質的变化側面と類似しており、「武力行使に関する法」で質的变化が認められ

るのであれば、憲章第五一条の武力攻撃についても、武力攻撃に至らない事態が増量する」とで、武力攻撃を構成すると判断する」とは可能であろう。

## (2) ＩＣＪ判例

視点をＩＣＪ判例に転ずれば、ＩＣＪが累積理論を「正面から否定していないのは明らか」である<sup>(97)</sup>。しかし、ＩＣＪが累積理論を否定していないことを理由に、それを肯定したとする理解は、「否定していない」とを「肯定した」と同一視するものであり、判例の読み方としては常道を踏み外すものではあることはいうまでもないとの批判がなされる<sup>(98)</sup>。

たしかに、ＩＣＪは、累積理論に基づく自衛権行使について、それを合法であると正面から認めたことはない。しかしながら、Bowett<sup>(99)</sup>による累積理論の整理に立ち返れば、反撃措置を直近の事態のみではなく、一連の文脈で評価をすることがまさしく累積理論である。とするならば、自衛権行使国が被つたとする武力行使を集合的に判断することは、累積理論を肯定していることにほかならない。

累積理論に基づく自衛権行使の合法性を裁判所が認めたことがないとしても、それは国家間で武力攻撃該当性基準が多様であるように、自衛権行使した国家とＩＣＪの武力攻撃該当性基準とが異なっていたにすぎない。すなわち、ＩＣＪがこれまで、累積理論に基づく自衛権行使の合法性を認めたことがなかつたとしても、裁判所の基準で武力攻撃に至つていなかつたか<sup>(100)</sup>、あるいは、武力攻撃を構成していたかもしれないが、それが自衛権行使された国家に帰属していなかつたために<sup>(101)</sup>、自衛権行使の合法性を否定したにすぎない。

(1) これは“accumulation of events theory”の邦訳である。論者により「集積理論」、「事態の累積理論」、「個別行為の蓄積

理論」などの呼称が充てられるが、い)では累積理論を便宜的に用いる。累積理論と記述する論者の代表例は以下の通りである。浅田正彦「国際司法裁判所と自衛権—武力攻撃要件を中心に—」浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開（杉原高嶺先生古稀記念論文集）』（三省堂、二〇一四年）四〇一四一三頁、真山全「憲法的要請による集団的自衛権限定的行使の発現形態—外国領水掃海および外国軍後方支援」『国際問題』第六四八号（二〇一六年）二六頁。なお、本稿で論じる「累積」という用語について、例えば、一回の実行行為で複数の弾丸が間断なく発射される武器を使用した場合、ソノドーベンノの一回の実行行為という表現は、瞬時に発せられる無数の弾丸が飛翔している事実を累積させたものである。しかし、本稿では、そのように個別の事象同士が、間断なく発生している状況ではなく、個々の事態で一定の時間的間隔があるものを検討対象とする。

(c) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986* (hereinafter cited as "Nicaragua Case (Merits)", p. 145, para. 290.

(c) *Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda), Judgement, I.C.J. Reports 2005* (hereinafter cited as "Congo-Uganda Case"), p. 223, para. 148.

(4) 田畠茂二郎『国際法新講』下巻（東信堂、一九九一年）一九三頁。

(5) 国家実行の一例として、油井事件の審理過程において米国は自衛権に基づく自国の行動が、必要性および均衡性の要件に合致したあるべきである。I.C.J., *Oil Platforms: Rejoinder Submitted by the United States of America*, 23 March 2001 (hereinafter cited as "Oil Platforms: Rejoinder"), pp. 162-163, paras. 5.30-5.31. 一〇一は、一九八六年にニカラグアにおける米国の活動に関する判断をして以来たるべき二〇〇一年の油井事件、二〇〇五年のコンゴ領におけるウガンダの軍事活動事件においても、自衛権行使には必要性および均衡性が要件となるべき立場は一貫である。Nicaragua Case (Merits), *supra* note 2, p. 103, para. 194; *Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America), Judgement, I.C.J. Reports 2003* (hereinafter cited "Oil Platforms"), pp. 196-197, paras. 73-74; Congo-Uganda Case, *supra* note 3, p. 223, para. 147.

(6) 田岡良一『国際法上の自衛権』補訂版（勁草書房、一九八一年）一〇四頁。

(c) *Nicaragua Case (Merits), supra* note 2, p. 101, para. 191.

- (∞) Philippa Webb, *International Judicial Integration and Fragmentation* (Oxford University Press, 2013), p. 114.
- (σ) Tom Ruys, 'Armed Attack' and Article 51 of the UN Charter: Evolutions in Customary Law and Practice (Cambridge University Press, 2010), pp. 140-149.
- （証）（10） *I.C.J., Oil Platforms Iran: Reply and Defence to Counter-Claim Submitted by the Islamic Republic Iran*, Vol. I, 10 March 1999 (hereinafter cited as "Oil Platforms: Reply"), p. 138, para. 7.17.
- (11) *Ibid.*
- (12) 松井芳郎『武力行使禁止原則の歴史と現状』(日本語論社、110 | 八年) 四八—四九頁。
- (13) 米国は、武力行使を規模や程度で区分して武力攻撃該当性を判断するに反対である。Oil Platforms: Rejoinder, *supra* note 5, pp. 151-152, paras. 5.16-5.17.
- (14) Andrea Bianchi, "The International Regulation of the Use of Force: The Politics of Interpretive Method," *Leiden Journal of International Law*, Vol. 22, No. 4 (2009), p. 669.
- (15) Derek Bowett, "Reprisals Involving Recourse to Armed Force," *American Journal of International Law*, Vol. 66, No. 1, (1972), p. 6.
- (16) Ruys, *supra* note 9, p. 168; 鶴田「論壇緒文」(註一) 国 | ○—国 | 1 | 1 | 証 ; Yoram Dinstein, *War Aggression and Self-Defense*, 6th ed. (Cambridge University Press, 2017), pp. 211-217; Christine Gray, *International Law and Use of Force*, 4th ed. (Oxford University Press, 2018), pp. 164-165.
- (17) Christian Tams, "The Use of Force against Terrorists," *European Journal of International Law*, Vol. 20, No. 2 (2009), pp. 388-390.
- (18) Ruys, *supra* note 9, p. 172.
- (19) Hannes Hofmeister, "Don't Mess with Moscow: Legal Aspects of the 2008 Caucasus Conflict," *San Diego International Law Journal*, Vol. 12 (2010), p. 158.
- (20) Christian Payne and Lorraine Finlay, "Addressing Obstacles to Cyber-Attribution: A Model Based on State Response to Cyber-Attack," *George Washington International Law Review*, Vol. 49 (2017), p. 553. 1) 案の「Brownlie の論述」

しべ、累積理論の学説状況を議論<sup>レフ</sup>。Brownlie<sup>著</sup>、国境事件 (border incidents) & 規模な攻撃 (minor attacks) を武力攻撃<sup>レフ</sup>しな<sup>レフ</sup>。Ian Brownlie, "The Use of Force in Self-Defence," *British Yearbook of International Law*, Vol. 37 (1961), p. 245.

- (15) *Deserving Opinion of Judge Jennings, Nicaragua Case (Merits)*, *I.C.J. Reports*, 1986, p. 543; Gray *supra* note 16, pp. 185-186.
- (16) *Nicaragua Case (Merits)*, *supra* note 2, p. 127, para. 249.
- (17) *Ibid.*
- (18) James A. Green, *The International Court of Justice and Self-Defence in International Law* (Hart Publishing, 2009), p. 54.
- (19) John Hargrove, "The Nicaragua Judgement and the Future of the Law of Force and Self-Defense," *American Journal of International Law*, Vol. 81, No. 1 (1987), pp. 141-142.
- (20) *Separate Opinion of Judge Simma, Oil Platforms, I.C.J. Reports 2003* (hereinafter cited as "Oil Platforms: Simma"), pp. 331-332, para. 12.
- (21) James A. Green, "The Oil Platforms Case: An Error in Judgement?", *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 9, No. 3 (2004), p. 379.
- (22) Jean D'Aspremont, "Mapping the Concepts behind the Contemporary Liberalization of the Use of Force in International Law," *University of Pennsylvania Journal of International Law*, Vol. 31, No. 4 (2010), pp. 1112-1113; Michael N. Schmitt, "Below the Threshold" Cyber Operations: The Countermeasures Response Option and International Law, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 54, No. 3 (2014), p. 720; Christian Henderson, *The Use of Force and International Law* (Cambridge University Press, 2018), pp. 223-224.
- (23) Alfred Verdross, Bruno Simma (eds), *Universelles Völkerrecht*, 3rd ed. (Duncker und Humblot, 1984), pp. 289-290. たゞ、Simma の個別意見注 (Oil Platforms: Simma, *supra* note 26, p. 332, para. 12) や<sup>レフ</sup>、武力攻撃に至ら<sup>レフ</sup>、武力行使を議論<sup>レフ</sup>。シマの個別意見注の11回○頁が示された<sup>レフ</sup>が、実際の該論箇所は、前論書籍の189—190頁である。

- (30) *Ibid.*
- (31) 細井『漏洩書』(注2) 四九頁<sup>o</sup>
- (32) ILC, Summary Record of the 2423rd Meeting, 20 July 1995, *Yearbook of the International Law Commission*, 1995, Vol. I, p. 295, para. 71.
- (33) Rosalyn Higgins, *The Development of International Law through the Political Organs of the United Nations* (1963, Oxford University Press), pp. 201, 203-204; Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States* (Oxford University Press, 1963), pp. 278-279; Thomas M. Frank, "Who Killed Article 2 (4) or: Changing Norms Governing the Use of Force by States," *American Journal of International Law*, Vol. 64, No. 5 (1970), pp. 812-820.
- (34) Bowett, *supra* note 15, pp. 3-10. Bowett を累積理論の提唱者として位置づけたと謂ふゝも、庄瀬善男『力の行使の国際法』(恒山社、一九八九年) 110頁、岡内靖彦「国際テロ行為に対する報復爆撃の問題提起—国際法強制システム形成への胎動—」『国學院法學』第118巻1号(11000年) 九九頁。
- (35) *Ibid.*, pp. 9-10.
- (36) Noam Lubell, *Extraterritorial Use of Force Against Non-State Actors* (Oxford University Press, 2010), p. 53.
- (37) Iain Scobie, "Words My Mother Never Taught Me: 'In Defense of the International Court,'" *American Journal of International Law*, Vol. 99, No. 1 (2005), p. 79.
- (38) 菊田「前掲論文」(注1) 四 110頁<sup>o</sup>
- (39) Tarciso Gazzini, "The Rules on the Use of Force at the Beginning of the XXI Century," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 11, No. 3 (2006), p. 331.
- (40) *Ibid.*
- (41) Dinstein, *supra* note 16, p. 208.
- (42) *Nicaragua Case (Merits)*, *supra* note 2, p. 101, para. 191.
- (43) *Ibid.*, pp. 103-104, para. 195.
- (44) Christian Tams, "The Israeli Intervention in Lebanon-2006" in Tom Ruys, Olivier Corten and Alexandra Hofer (eds.),

*The Use of Force in International Law* (Oxford University Press, 2018), p. 680.

- (45) Mary Ellen O'Connell, "Lawful Self-Defense to Terrorism," *University of Pittsburgh Law Review*, Vol. 63 (2002), p. 892; Timothy Waters, "Plucky Little Russia: Misreading the Georgian War through the Distorting Lens of Aggression," *Stanford Journal of International Law*, Vol. 49, No. 1 (2013), p. 207.

- (46) 山本草一『国際法』新版（有斐閣）一九九四年）七二二頁。
- (47) 植木俊哉「低水準敵対行為と自衛権」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』（東洋館、一九九〇年）一〇四頁。
- (48) 真山全「自衛権行使と武力紛争法」村瀬編『前掲書』（注47）一〇八頁。
- (49) James A. Green, "The Article 51 Reporting Requirement for Self-Defense Actions," *Virginia Journal of International Law*, Vol. 55, No. 3 (2015), pp. 599-602.
- (50) 「留保」（reserve）と「文面」が用いられることが多い。
- (51) Green, *supra* note 49, pp. 599-600.
- (52) Ruy, *supra* note 9, p. 172.
- (53) Hofmeister, *supra* note 19, p. 158.
- (54) Victor Kattan, "The Use and Abuse of Self-Defense in International Law: The Israel-Hezbollah Conflict as a Case Study," *Yearbook of Islamic and Middle Eastern Law*, Vol. 12, No. 1 (2005), p. 43.
- (55) U.N. Doc. S/3952, 13 February 1958, p. 2.
- (56) U.N. Doc. S/3954, 14 February 1958, pp. 2-3.
- (57) U.N. Doc. S/3951, 13 February 1958, p. 1.
- (58) *Ibid.*
- (59) Green, *supra* note 49, p. 599.
- (60) U.N. Doc. S/4862, 20 July 1962, pp. 1-4.
- (61) See generally, U.N. Doc. S/PV. 961, 21 July 1961; U.N. Doc. S/PV. 962, 22 July 1961; U.N. Doc. S/PV. 963, 22 July 1961; U.N. Doc. S/PV. 964, 28 July 1961; U.N. Doc. S/PV. 965, 29 July 1961; U.N. Doc. S/PV. 966, 29 July 1961.

- (62) Stanimir A. Alexandrov, *Self-Defense against the Use of Force in International Law* (Martinus Nijhoff Publishers, 1996), p. 169.
- (63) ナウルハトミル族、一九六一年七月十九日及八月一〇日の公軍の活動では死傷者が五〇人發生したと述べ。U.N. Doc. *supra* note 61, S/PV. 961, p. 3, paras. 13-15. 一方、「事前」報告の契機となりた一九五八年一月八日の事件でナウル族は死傷が十九人、負傷者が一〇〇人生じたと主張している。U.N. Doc., *supra* note 55, p. 2.
- (64) U.N. Doc. S/PV. 1109, 6 April 1964, p. 2, para. 11.
- (65) U.N. Doc. S/5618, 20 March 1964, p. 1-2.
- (66) *Ibid.*
- (67) U.N. Doc. S/5628, 28 March 1964, p. 1-2.
- (68) U.N. Doc., *supra* note 64, p. 3, para. 15.
- (69) *Ibid.*, p. 1, para. 3.
- (70) U.N. Doc. *supra* note 64, p. 5 para. 29.
- (71) U.N. Doc. S/5650, 9 April 1964.
- (72) U.N. Doc. S/2001/547, 1 June 2001, p. 1.
- (73) *Ibid.*
- (74) *Ibid.*
- (75) *Ibid.*, p. 2.
- (76) *Ibid.*
- (77) *Ibid.*
- (78) *Ibid.*, pp. 2-3.
- (79) *Ibid.*, pp. 1-3.
- (80) U.N. Doc., S/2015/963, 14 December 2015, p. 2.
- (81) *Ibid.*

- (82) U.N. Doc., S/PV. 7589, 18 December 2015, p. 3.
- (83) U.N. Doc., *supra* note 80, p. 2.
- (84) *Ibid.*, p. 4.
- (85) *Ibid.*
- (86) U.N. Doc., *supra* note 82, p. 3.
- (87) *Ibid.*, p. 4.
- (88) Tams, *supra* note 43, p. 680.
- (89) *Oil Platforms: Simma*, *supra* note 26, p. 333, para. 14.
- (90) *Ibid.*, pp. 331-332, para. 12.
- (91) *Nicaragua Case (Merits)*, *supra* note 2, p. 127, para. 249.
- (92) 浅田教授は、全米相互援助条約の第六条では「武力攻撃ではない侵略 (an aggression which is not an armed attack)」とする文言があり、「侵略の定義」決議の非同盟二三か国提案の前文は「武力攻撃はむしろ重大かつ危険な形態の侵略」と述べてゐる (U.N. Doc. A/AC. 134/L. 16 and Add. 1 and 2, in A/8019, July 13-August 14 1970, p. 57) ことから、武力攻撃は侵略よりも狭い概念であることを示唆する。浅田正彦「日本と自衛権—個別の自衛権を中心にして」国際法学会編『日本と国際法の100年（第一〇〇巻）安全保障』（三省堂、1999年）117—140頁。
- (93) 森本清一郎「間接武力行使・侵略に対する自衛権行使」『早稲田政治公法研究』第八一号（1996年）11117—11118頁。
- (94) *Nicaragua Case (Merits)*, *supra* note 2, p. 103, para. 195.
- (95) *Oil Platforms*, *supra* note 5, p. 195, para. 72.
- (96) 森肇志「船舶への攻撃と個別の自衛権—オイル・プラットフォーム事件—」小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選』第一版（有斐閣、1991年）119頁。
- (97) 同上。
- (98) 松井『前掲書』（注12）四九—五〇頁。

- 論  
記
- (99) Bowett, *supra* note 15, p. 7.
- (100) *Nicaragua Case (Merits)*, *supra* note 2, pp. 119-120, para 231; *Oil Platforms*, *supra* note 5, p. 191, para. 64.
- (101) *Congo-Uganda Case*, *supra* note 3, p. 223, para. 146.